

高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定等について

高浜発電所について京都府域の安全を確保するため、京都府、関係市町、関西電力株式会社との間で平成27年2月27日に協定等を締結

1 高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書【京都府・関電】

項目	主な内容
増設に係る建設計画および重要な変更の事前説明（第2条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所増設に係る建設計画及び原子炉施設の重要な変更は事前に説明 ・ 府は意見を述べることができ、関西電力は措置状況を誠意をもって回答
輸送計画の事前連絡（第3条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物について府域を通過して輸送するときは事前に連絡
異常時における連絡（第5条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常事態が発生したときは直ちに連絡
現地確認（第6条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要があれば府は現地確認できる。 ・ 府は意見を述べることができ、関西電力は措置状況を誠意をもって回答
異常時における措置（第7条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常事態が発生した場合において、府が安全確保の特別措置を要望したときは適切に対処 ・ 周辺環境に著しい影響を及ぼす恐れがある事故で原子炉を停止した場合の運転再開は事前に説明 ・ 府は安全確保対策について意見を述べることができ、関西電力は措置状況を誠意をもって回答
原子力防災対策（第9条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力は防災対策の充実強化、連絡体制の整備及び教育訓練を実施 ・ 関西電力は府の防災対策に協力

2 高浜発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する覚書【京都府・舞鶴市・関電】

項目	主な内容
情報提供 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力から府に説明・連絡・回答される情報は府が市に提供
現地確認 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府が行う現地確認について府から市に情報提供 ・ 市が求めたときは府の現地確認に同行
意見反映 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、府を通じて関西電力に意見を申し出ることができる。 ・ 関西電力は府を通じて措置状況を誠意をもって回答
原子力防災対策 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力は防災対策の充実強化、連絡体制の整備及び教育訓練を実施 ・ 関西電力は市の防災対策に協力

3 高浜発電所に係る綾部市域の安全確保等に関する確認書【京都府・綾部市】

項目	主な内容
現地確認 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府が行う現地確認について府から市に情報提供 ・ 市が求めたときは府の現地確認に同行
原子力防災対策 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、関西電力に防災対策の充実強化、連絡体制の整備及び教育訓練を要請 ・ 府は、関西電力に市の防災対策に協力するよう要請

4 高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

【京都府・福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・南丹市・京丹波町・伊根町】

項目	主な内容
情報提供 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、異常時の通報連絡のほか、関西電力から説明・連絡・回答を受けた情報をUPZ7市町に提供
地域協議会 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府及びUPZ7市町は、原子力防災対策について情報交換及び連携を図るため地域協議会を設置 ・ 必要と認める場合には、関西電力に対し地域協議会において説明するよう要請

高浜発電所に係る地域協議会について

<p>第1回 (平成27年2月27日)</p>	<p>以下の項目を確認</p> <p>① 関西電力株式会社に対し、高浜発電所の安全確保対策について説明を要請すること</p> <p>② 原子力規制庁に対し、高浜発電所の新規制基準適合性審査の内容について説明を要請すること</p> <p>③ UPZ圏外の京都府内の市町村からの要請があった場合には、その都度、京都府及びUPZ7市町が協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めること</p>				
<p>第2回 (平成27年3月26日)</p>	<p>① 関西電力高浜3・4号機の安全性向上対策の取り組みについて【関西電力】(主な質問事項)</p> <p>(1) 取水口側と放水口側防潮堤の高さの違い 取水口側: 入力津波高6.2^mに対し堤高8.5^m 放水口側: 入力津波高6.7^mに対し堤高8.0^m 想定される津波が高い放水口側の防潮堤が取水口側より低い理由</p> <p>(2) 送電線(外部電源)鉄塔の耐震性 外部電源の送電線鉄塔は、どの程度の地震に耐えられるのか。</p> <p>② 新規制基準及び高浜発電所3・4号機の設置変更に関する審査書の概要について【原子力規制庁】(主な質問事項)</p> <p>(1) 基準地震動700ガルの根拠</p> <p>(2) 安全性の面で、炉心溶融事故が発生する頻度が1万年に1回の根拠</p>				
<p>現地確認 (平成27年4月28日)</p>	<p>笠原、三澤、三島原子力防災専門委員が高浜発電所で安全対策を現地確認</p> <p>① 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="497 1093 1366 1451"> <tr> <td data-bbox="497 1093 676 1290"><屋外></td> <td data-bbox="676 1093 1366 1290"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 空冷式非常用発電装置、大容量ポンプ、放水砲、可搬式代替低圧注水ポンプ ・ 津波防護対策(取水路防潮ゲート) ・ 免震事務棟建設現場(工事中) 他 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1290 676 1451"><建屋内></td> <td data-bbox="676 1290 1366 1451"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央制御室 ・ 使用済燃料プール ・ 静的触媒式水素再結合装置(PAR) 他 </td> </tr> </table> <p>② 府原子力防災専門委員の講評</p> <p>第2回地域協議会で関西電力から説明された安全対策について、ハード面だけでなく、発電機の遠隔操作による起動や消火栓ホースの装着訓練など、ソフト面についても一部確認したところ。</p> <p>本日の確認内容を整理し、次の地域協議会で更なる確認や質問を行いたい。また、府民にも分かりやすい説明が必要であり、この点についても、関西電力に対応を求めたい。</p>	<屋外>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 空冷式非常用発電装置、大容量ポンプ、放水砲、可搬式代替低圧注水ポンプ ・ 津波防護対策(取水路防潮ゲート) ・ 免震事務棟建設現場(工事中) 他 	<建屋内>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央制御室 ・ 使用済燃料プール ・ 静的触媒式水素再結合装置(PAR) 他
<屋外>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 空冷式非常用発電装置、大容量ポンプ、放水砲、可搬式代替低圧注水ポンプ ・ 津波防護対策(取水路防潮ゲート) ・ 免震事務棟建設現場(工事中) 他 				
<建屋内>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央制御室 ・ 使用済燃料プール ・ 静的触媒式水素再結合装置(PAR) 他 				
<p>第3回 (平成27年5月12日)</p>	<p>① 現地確認の結果報告(関電に対し安全対策のよりわかりやすい説明を要求)</p> <p>② 関西電力株式会社への質疑応答</p> <p>(1) 福井地裁仮処分決定事項についての安全対策の状況説明</p> <p>(2) 新規制基準クリアによる安全性の確保(福島第一原発事故レベル)</p> <p>(3) 基準地震動700ガルの根拠について</p> <p>(4) 取水口側と放水口側の高さの違いについて</p> <p>③ 原子力規制庁への質疑応答</p> <p>(1) 基準地震動700ガルの根拠について</p> <p>(2) 新規制基準が保証する安全性について (国はどこまで保証して、どこまで責任を持つのか明確な回答を要求)</p>				